

○追手門学院大学学部等自己点検・評価委員会規程

2016年3月28日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）第5条に基づき、各学部、共通教育機構及び各研究科（以下「学部等」という。）のそれぞれに設置する自己点検・評価委員会（以下「学部等委員会」と総称する。）における自己点検・評価の実施に必要な事項を定める。

(学部等委員会の構成)

第2条 学部等委員会は、各学部、共通教育機構及び各研究科のそれぞれに、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長（共通教育機構を統括する副学長及び各研究科長を含む。以下同じ。）
- (2) 学部長が指名した者 3名以内
- (3) 学部等の学部長補佐

2 前項第3号の事務職員が不在の学部等がある場合は、教務部長が指名する教務課所属の専任の事務職員1名を委員とする。

(学部等委員会の運営)

第3条 各委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学部長がこれにあたり、副委員長は、委員長がこれを指名する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(学部等委員会の役割)

第4条 各委員会は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、自己点検・評価を行う。

- (1) 自己点検・評価規程第6条第1項第1号に定める実施計画に基づく自己点検・評価及び改善
- (2) 学部等の学修成果の現況に関する自己点検・評価
- (3) 学部等における認証評価への対応
- (4) 自己点検・評価にあたっての、根拠資料及びデータに基づく検証
- (5) 内部質保証推進委員会からの助言及び改善指示への対応
- (6) 内部質保証推進委員会への報告

2 自己点検・評価の結果は各学部、共通教育機構又は各研究科において共有し、教育研究活動の改善に取り組むこととする。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年11月1日から施行する。